

秋田市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路 線 名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
60109	旧	新屋栗田町11号線	秋田市新屋栗田町393番地先 秋田市新屋栗田町359番1地先	347.0	3.70 ～ 7.50
	新	新屋栗田町11号線	秋田市新屋栗田町393番地先 秋田市新屋栗田町359番1地先	347.0	4.00 ～ 7.54

2 区域変更および供用開始の期日

令和8年9月11日

3 縦覧期間

令和8年9月11日から同年10月5日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで